

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		栃木市未熟児養育医療費支給の決定
根拠法令等及び条項		母子保健法、母子保健法施行令、母子保健法施行規則、栃木市母子保健法施行細則、栃木市養育医療給付事務取扱要綱 第3条、第4条、第9条、第10条、第13条
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
	根拠条項	栃木市養育医療給付事務取扱要綱 第3条、第4条、第9条、第10条、第13条
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年 7月11日設定 平成27年12月25日最終変更
審査基準	【 基 準 】	
	栃木市養育医療給付事務取扱要綱抜粋	
	(対象者)	
	第3条 法第20条第1項の規定による養育医療の給付の対象となる者（以下「本人」という。）は、市の区域内に居住地を有する未熟児であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。	
	(1) 出生時の体重が2,000グラム以下の者	
	(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示している者	
	ア 運動不安又はけいれんがあるもの	
	イ 運動が異常に少ないもの	
	ウ 体温が摂氏34度以下のもの	
	エ 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼ発作を繰り返すもの	
	オ 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるもの又は呼吸数が毎分30以下のもの	
	カ 出血傾向の強いもの	
	キ 生後24時間以上排便のないもの	
	ク 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの	
	ケ 血性吐物又は血性便のあるもの	
	コ 生後数時間以内に黄疸が現れたもの又は異常に強い黄疸のあるもの	
	サ その他法第6条第6項に規定する正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもので、生活力を得るために医師が入院による養育を必要と認めるもの	
(養育医療の給付の審査)		

第4条 市長は、省令第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

(養育医療の給付継続の審査)

第9条 市長は、市規則第4条の規定による養育医療の給付の継続に係る申請があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、養育医療の給付を継続して行うことを決定したときは、養育医療給付継続承認通知書（別記様式第8号）に養育医療券を添えて申請者に通知するとともに、当該養育医療の給付を委託する指定養育医療機関の長に養育医療給付継続依頼通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、養育医療給付継続不承認通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(移送に要する費用の支給)

第10条 法第20条第3項第5号に規定する移送に係る養育医療に要する費用の支給については、入院する場合又は医師が特に必要と認める場合に限り承認するものとし、その支給額は、実際に当該移送に要する最小限度の費用（移送に医師又は看護師の付添いが必要な場合にあっては、当該付添いに係る人件費を含む。）とする。

2 前項に規定する移送に要する費用（以下「移送費」という。）の支給を受けようとする者は、養育医療移送費支給申請書（別記様式第11号）に、養育医療券その他必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

(養育医療に要した費用の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により養育医療に要した費用の支給を受けた者があるとき、又は支給後に過誤額が確認されたときは、その者から当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。